

第 6 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月27日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 水田 廣行

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,147,549	預 金	19,092,572
コ ー ル コ ー ン	1,234,040	譲 渡 性 預 金	2,296,020
債券貸借取引支払保証金	218,590	コ ー ル マ ネ ー	1,102,116
買入金銭債権	50,013	売 現 先 勘 定	236,312
特定取引資産	546,233	債券貸借取引受入担保金	27,644
有 価 証 券	4,618,583	特 定 取 引 負 債	106,617
貸 出 金	17,275,853	借 用 金	432,775
外 国 為 替	68,441	外 国 為 替	13,657
そ の 他 資 産	685,930	社 債	739,455
有形固定資産	303,584	信 託 勘 定 借	382,833
無形固定資産	7,981	そ の 他 負 債	396,065
繰延税金資産	272,914	賞 与 引 当 金	5,590
支払承諾見返	545,166	そ の 他 の 引 当 金	2,568
貸倒引当金	364,768	特 別 法 上 の 引 当 金	0
投資損失引当金	13,058	再評価に係る繰延税金負債	43,993
		支 払 承 諾	545,166
		負 債 の 部 合 計	25,423,390
		（純資産の部）	
		資 本 金	279,928
		資 本 剰 余 金	352,208
		資 本 準 備 金	279,928
		そ の 他 資 本 剰 余 金	72,280
		利 益 剰 余 金	311,963
		そ の 他 利 益 剰 余 金	311,963
		繰 越 利 益 剰 余 金	311,963
		株 主 資 本 合 計	944,100
		その他有価証券評価差額金	184,702
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,228
		土 地 再 評 価 差 額 金	61,090
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	229,564
		純 資 産 の 部 合 計	1,173,665
資 産 の 部 合 計	26,597,056	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	26,597,056

中間損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		362,842
資金運用収益	232,902	
(うち貸出金利息)	(181,978)	
(うち有価証券利息配当金)	(21,423)	
信託報酬	3,986	
役務取引等収益	58,138	
特定取引収益	13,202	
その他業務収益	30,396	
その他経常収益	24,216	
経常費用		291,321
資金調達費用	63,129	
(うち預金利息)	(27,302)	
役務取引等費用	21,168	
特定取引費用	97	
その他業務費用	41,687	
営業経費	110,257	
その他経常費用	54,981	
経常利益		71,520
特別利益		23,181
特別損失		2,508
税引前中間純利益		92,193
法人税、住民税及び事業税		15,655
法人税等調整額		20,065
中間純利益		87,783

(中間貸借対照表注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~50年
動産	2年~20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ194百万円減少しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

8. 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は249,596百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間期に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間期より計上しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

14. その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は4,265百万円(同前)であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融商品取引責任準備金 0百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。

従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間期から金融商品取引責任準備金として計上しております。

21. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

22. 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 136,834百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 44,687百万円

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,429百万円、延滞債権額は288,075百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,366百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は151,722百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,593百万円であります。

なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,289百万円であります。

30. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	221,670百万円
有価証券	2,066,059百万円
貸出金	160,006百万円
その他資産	3,950百万円

担保資産に対応する債務

預金	67,370百万円
売現先勘定	236,312百万円
債券貸借取引受入担保金	27,644百万円
借入金	398,800百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券831,414百万円及びその他資産14,671

百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は3,222百万円、敷金保証金は16,948百万円であります。

31. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。
 33. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
 34. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円であります。
 35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は420,991百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ471,712百万円減少します。

36. 1株当たりの純資産額 42円7銭
 37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。38.についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	292,019	558,110	266,090
債券	3,221,575	3,197,255	24,319
国債	2,833,032	2,811,246	21,786
地方債	179,259	177,479	1,779
社債	209,283	208,529	754
その他	241,782	247,719	5,937
合計	3,755,376	4,003,084	247,707

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債63,004百万円を差し引いた額184,702百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

38. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,638
関連法人等株式	22,782
その他有価証券	
非上場株式	84,300
非上場国内債券	458,352

39. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は148,495百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは4,927百万円であります。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,208,098百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,909,503百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	851,867百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額及び貸出金償却否認額	210,989
有価証券償却否認額	117,920
退職給付引当金損金算入限度超過額	35,753
その他	72,758
繰延税金資産小計	1,289,288
評価性引当額	929,966
繰延税金資産合計	359,322

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	63,004
退職給付信託設定益	19,741
子会社株式譲渡益繰延	2,104
未収配当金	1,140
その他	417

繰延税金負債合計 86,408

繰延税金資産の純額 272,914

42. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号) 等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付) 金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
43. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.74%であります。

(中間損益計算書注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 2円 84銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 1円 57銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常収益」には、

株式等売却益 12,655百万円

を含んでおります。

6. 「その他経常費用」には、

株式等売却損 20,503百万円

貸出金償却 19,185百万円

貸倒引当金繰入額 9,607百万円

を含んでおります。

7. 「特別利益」には、

償却債権取立益 23,122百万円

を含んでおります。

8. 「特別損失」には、

減損損失 1,956百万円

固定資産処分損 551百万円

を含んでおります。

信託財産残高表

(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	140,978	金 銭 信 託	505,571
有 価 証 券	0	財 産 形 成 給 付 信 託	1,598
信 託 受 益 権	356	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	0
受 託 有 価 証 券	327	有 価 証 券 の 信 託	327
金 銭 債 権	384,116	金 銭 債 権 の 信 託	402,721
有 形 固 定 資 産	624,542	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	152,653
無 形 固 定 資 産	3,320	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	4,759
そ の 他 債 権	10,636	包 括 信 託	506,754
銀 行 勘 定 貸	382,833		
現 金 預 け 金	27,274		
合 計	1,574,386	合 計	1,574,386

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 72,868百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 140,744百万円のうち、破綻先債権額は 44百万円、延滞債権額は 26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 8百万円、貸出条件緩和債権額は 4,230百万円であります。また、これらの債権額の合計額は 30,937百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	140,744	元 本	471,455
そ の 他	331,550	債 権 償 却 準 備 金	423
		そ の 他	416
計	472,294	計	472,294